

平成 23 年度 第 3 回昭島市環境審議会
会議録（要旨）

〔開催日時〕 平成 23 年 12 月 12 日（月） 19：00～20：40

〔開催場所〕 昭島市役所 3 階庁議室

〔出席者〕

- 1 委員： 椎名会長、嶽山副会長、忒田委員、川勝委員、齊藤委員、椎名（裕）委員
高垣委員、久富委員、馬瀬委員
- 2 事務局： 村野環境部長、山口環境課長、指田係長、岩波係長、秋山主事
- 3 コンサルタント会社： 山本
- 4 傍聴者： 2 名

〔議事要旨〕

- 1 開会
- 2 議題
 - （1）環境配慮指針、計画の推進と進行管理について
 - （2）昭島市環境基本計画（素案）について
- 3 その他
 - （1）昭島市の環境について
 - （2）パブリックコメントについて
- 4 閉会

〔配布資料〕

- | | |
|------|-------------------------|
| 資料 1 | 昭島市環境基本計画（素案） |
| 別紙 | 資料編 |
| 報告資料 | パブリックコメント実施要領
昭島市の環境 |

[発言要旨]

(1) 環境配慮指針、計画の推進と進行管理について

齊藤委員：Plan、Do、Check、Act について、昨年度策定した「水と緑の基本計画」での PDCA との関係、マッチングはどのようになっているのか。

事務局：各施策などの整合は取っている。「水と緑の基本計画」との関係は特に書いてはいないが、並行して走らせたいと考えている。

事務局：事業者意見交換会の時に、事業者の方から緑のことにに関して意見が出た。市民と協力して市内に木を植える活動はどうかといった意見もあった。

会長：事業者の中に市民団体が交流していくのも良いのではないか。

馬瀬委員：第5章の指針は、どこが責任を持って進行していくのか。

事務局：市としては、第4章で目標に取り組んでいく事を示している。第5章では、それぞれ市民、事業者の立場で環境にどのように配慮していくかということで、主体を分けている。

会長：第5章では、行政だけではなく市民も取り組んで欲しいという事を挙げている。

馬瀬委員：67 頁にある、年次の取組施策とは何か。

事務局：Plan で各担当課がそれぞれで目標を立てて1年間取り組んでもらう。
環境懇談会の中で市民や事業者から主体的な取組みがあがってくれば望ましい。

会長：これから組織を育てていき、活発化していくことを望む。

久富委員：主体別配慮指針というよりも行動、活動指針なのか、そこがわかり難かった。

事務局：現行計画が配慮指針となっているので踏襲した。

久富委員：促進するための助成金など、バックアップを強く出した方が良いのではないか。

事務局：第4章については市の立場で取組施策を書いており、この5章と表裏一体となっている。

川勝委員：61 頁に「地下水の過剰な汲み上げを抑制するよう努めます。」とあるが、目立ったところでは、多摩川の近くの事業所がある。お風呂屋などもある。地下水をどの位の量汲み上げているかは市で把握しているのか。

事務局：届出があるので把握している。

川勝委員：排水の問題もある。地下水の汲み上げで地盤沈下だけでなく、色々な問題がある。過剰な水揚げは注意して見て欲しい。

川勝委員：また、35 頁に玉川上水について記載されているが、かなり木が切られてしまっている。それを補完する計画はないのか。木を切ってしまう理由として、近隣の住民が日陰になってしまう、落葉公害といった問題で切ってしまったと聞いているが。

事務局：その部分だけに対しての具体的な計画はない。開発行為などで減ってしまった木などについては、「水と緑の基本計画」の目標として、みどり率を現状維持としているので、植林したりと考えている。

川勝委員：62 頁の「ダイオキシン類」の記述があるが、ダイオキシンのデータとして、どれ位有害なのかを把握しているのか。法律があるからこのように書いているのだろうが、本当に有害なのか。無害であるとも言われているのだがどうか。

事務局：ダイオキシンは市で調査をしており、調査をした際には、該当年度の「昭島市の環境」に出している。

川勝委員：多摩川の土手に生態系などに関する3つの立て看板がある。国土交通省と東京都と昭島市と3者で決めたのであろうが、現状としてどうしているのか。

事務局：生態系ゾーン、スポーツゾーンといった3つのブロックに分かれており、用途はできた頃から変わっていない。

川勝委員：多摩川の貴重な自然とは、何を持って言っているのか。生態系保全と言っても、そもそも多摩川本来の生態系なのかもわからない。そこにはホームレスがいてゴミの山になっている部分もある。

齊藤委員：61頁の目標1-3で「水の循環を維持する」とあるが、指針のトップに過剰な汲み上げがきているのには違和感がある。涵養があって汲み上げるという順番の方が良い。排水は一番最後ではないか。

齊藤委員：62頁の目標3-1で「ダイオキシン類を」の後の文は、「発生させないような」という表現が良いのでは。

川勝委員：日本の場合は、ダイオキシンは魚に多く含まれていると言われている。

齊藤委員：魚への影響が大きい。

会長：ダイオキシンに対する知見の変化がある。

事務局：「ダイオキシン類を発生する」の後をどう繋げるかは考えてみる。

会長：修正した内容については、時間もないので私の方に一任でよいか。

一同：異議なし。

（２）昭島市環境基本計画（素案）について

齊藤委員：事業者が15%減らすのか。基準年度はいつか。

事務局：第4章の46頁の下に記載しているように、昭島市全体の目標値である。基準年度は平成2年度。

齊藤委員：事業者はこの夏、10とか15%減らしたと言っているのとは関係があるのか。

事務局：それは今夏の節電の話である。

齊藤委員：今後の電気の係数の目途は分かるのか。

事務局：どれだけか分からないが、12月には分かるはずである。

齊藤委員：事業者は、自家発電とか考えている。

会長：見通しはあるのか。

事務局：ない。他の電力会社から電気を買うという話もある。東京電力の係数が上がったら、他の風力とか太陽光とか水力の電力事業者から買うということもあり得るが、まだまだ先の話で、国策が関わってくるので分からない。

事務局：係数はどうなるか分からない。東電と他の事業者と逆転しているケースもある。

久富委員：ボイラーとか、コジェネの方が圧倒的に効果が高い。これからは十分にペイできるかもしれない。

会長：新たなビジネス、マーケットが広がる可能性がある。

齊藤委員：コジェネは20年前からあったが、当時は東電の電気料の方が安く、普及が進まなかった。

事務局：ほとんどの自治体が25%の目標を立てているが、今年の状況では、絵に描いた餅になってしまう可能性がある。本市の15%でも十分に高い目標である。

久富委員：東京電力の排出係数次第になるのではないか。

会長：このような状況の変化を、計画に如何に反映させていくかが難しい。

事務局：基礎自治体のレベルでは対応が難しい。

会長：大きな問題である。

事務局：一年前に目標を策定した自治体は、目標が立てられなかったと言われている。

馬瀬委員：66 頁の「環境懇談会」はいつ頃立ち上がるのか。

事務局：平成 24 年度には立ち上げたいと考えている。

会長：なるべく早く立ち上げて頂きたい。

会長：他にご意見がなければ、素案の修正については、一任させて頂く。

3 その他

（１）昭島市の環境について

齊藤委員：41 頁、新たに施設ができたときはどうしているのか。

事務局：基準年である平成 16 年度に存在していたものが対象となるので、新しくできたものは含まない。

久富委員：27 頁、米軍の飛行機の騒音がひどい。エンジンテストのような事をしているようである。

事務局：日本の騒音の基準は現在、WECPNL のみであるが、平成 25 年 4 月から Lden に変わる。そうするとエンジンテストも入れるようになるはずである。

久富委員：深夜でも響く。

事務局：時間帯の評価も行うことになる。現在は、飛行経路の下で測定しており、市役所の上と拝島第二小で測定している。今年も基準値を超えたことは都でプレス発表された。

事務局：定点だけではなく、市民会館など移動して測定も行っている。現在は基本的に飛んでいる状態でしか評価していないが、Lden になると地上音も評価されるようになる。

（２）パブリックコメントについて

事務局：12 月 20 日に基本計画の素案を公表する。公表方法としては、各施設の窓口と市ホームページである。

会長：今後のスケジュールはどうなっているのか。

事務局：1 月 19 日に回収し、回答案を作って、次回の審議会にお示しする。また、答申案も作ってお示しする。

齊藤委員：回答案はどこまで検討するのか。

事務局：庁内で検討する。

齊藤委員：委員からの意見は反映されるのか。

会長：意見が出た時点で委員に配付してもらえばよい。

事務局：そのようにする。

会長：皆さんにあらかじめ見てもらう。各課にも同時に配付してもらって回答を求める。回答の期限はいつか。

事務局：30 日程度後に回答する。

会長：各課にたたき案を作成してもらう。

事務局：回答のたたき案ができれば、それも委員の方に配付する。

会長：答申を作るためにも必要である。

事務局：次回の審議会の日程は、2 月 13 日（月）19 時からを予定している。

会長：それまでに意見のとりまとめを行う。

事務局：1 月 19 日に締切った後とりまとめで、1 月 23 日（月）に各委員に発送すると 25 日には着く。

会 長：並行して各課に回答案を出してもらおう。

事 務 局：2月の頭に各課に回答案を提出してもらおう。

会 長：審議会の10日位前に各委員に回答案を送って見てもらって、審議会の5日位前までに事務局に戻す。

会 長：温室効果ガスの削減目標値が、果たして達成できるかどうかだろうか。

事 務 局：目標が達成できるかは、電気のCO₂排出係数など不確定要素が大きい。社会の変化に応じて対応していくしかない。

会 長：注意深く見守るしかないのかもしれない。

事 務 局：審議会のご意見を伺いながら進めていきたい。

以上